

○公安調査庁公益通報委員会設置規程

長 官 訓 令

本庁部長，研修所長，局長・所長宛て
平成30年3月29日公安調査庁訓第6号
(最終改正：平成31年3月29日公安調査庁訓第46号)

(設置)

第1条 公安調査庁における公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する公益通報（以下「公益通報」という。）に関する事務処理の円滑化を図るため，公安調査庁に，公安調査庁公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の組織等)

第2条 委員会は，委員長及び委員で組織する。

2 委員長は，公安調査庁次長とする。

3 委員は，次に掲げる官職に在る者とする。

公安調査庁総務部長

公安調査庁総務部総務課長

公安調査庁総務部人事課長

公安調査庁総務部参事官

公安庁総務部総務課審理室長

公安調査庁総務部総務課渉外広報調整官

4 委員長は，必要があると認めるときは，前項に掲げる官職以外の官職にある公安調査庁の職員を指名して委員に加えることができる。

5 委員会は，委員長が招集する。

6 委員長は，必要があると認めるときは，委員会に委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会の活動)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 委員長の指示を受けて，公安調査庁における公益通報の取扱いについて検討し，適切な対応を行う。

(2) 公益通報を受け付けるとともに，公益通報に関連する相談に応じるための窓口を設ける。

(3) 公益通報の処理に関し，関係部局との連絡調整を行う。

(事務局)

第4条 委員会の事務を処理するため，公安調査庁総務部総務課企画調整室に事務局を設ける。

2 事務局長は，公安調査庁総務部総務課企画調整室長とする。

3 事務局員は，公安調査庁総務部総務課企画調整室の職員をもって充てる。

4 事務局員は、委員長の命を受けて、第3条第2号に規定する窓口としての業務を行うほか、委員会の活動を助け、その庶務を処理する。

5 事務局員は、内部通報、準内部通報、外部通報及び準外部通報に係る公安調査局からの各種報告への対応を行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

2 公安調査庁法令遵守委員会設置規程（平成18年公安調査庁訓第1号長官訓令）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。